

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：坂城町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.8%
全職員	68.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職（9・10級）	—
本庁課長補佐相当職（5・6級）	—
本庁係長相当職（3・4級）	96.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	109.8%
31～35年	94.0%
26～30年	90.4%
21～25年	91.4%
16～20年	—
11～15年	91.4%
6～10年	93.6%
1～5年	91.0%

【説明欄】

- ・ 1 「任期の定めのない常勤職員」の男女比が54：46であるのに対し、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は14：86と差が大きく、「全職員」における「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の占める割合が、男性では13%であるのに対し、女性では51%となっていることから「全職員」における男女の給与の差異が大きく見えている。
- ・ 2(1)役職段階別のうち、「本庁課長相当職区分」には職員がいないため割合無し。
- ・ 2(1)役職段階別のうち、「本庁課長補佐相当職区分」には女性の職員がいないため割合無し。
- ・ 2(2)勤続年数別のうち、「16～20年」には女性の職員がいないため割合無し。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。